（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第二号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同項第三号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第四号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同条第二項中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十二万四百円」を「二百七十万九千六百円」に改め、同項第二号中「二百十七万五千六百円」を「二百十六万七千二百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十五万八百円」を「八十四万七千二百円」に改め、同項第二号中「六十八万四百円」を「六十七万八千円」に改める。

第十条第五項中「二百三十七万八千四百円」を「二百三十七万円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百十三万五千二百円」を「七百十一万円」に改める。

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第二号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同項第三号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第四号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同条第二項中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改める。

第四条第二項第一号中「八十五万八百円」を「八十四万七千二百円」に改め、同項第二号中「六十八万四百円」を「六十七万八千円」に改める。

第五条第二項第一号中「二百七十二万四百円」を「二百七十万九千六百円」に改め、同項第二号中「二百十七万五千六百円」を「二百十六万七千二百円」に改める。

第八条第五項中「二百三十七万八千四百円」を「二百三十七万円」に改める。

第十条第三項第一号中「七百十三万五千二百円」を「七百十一万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十三年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

2　平成二十三年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による医療手当、障害児養育年金、障害年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第七十号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六百二十六人」を「六百二十八人」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、二四九人
青森県	二、二四一人
岩手県	二、〇九六人
宮城県	三、六二七人
秋田県	一、九一三人
山形県	一、九四八人
福島県	三、二〇三人
茨城県	四、六九七人
栃木県	三、三一三人
群馬県	三、三三六人
埼玉県	一一、一三六人
東京都	四二、三九四人
千葉県	九、四九八人
神奈川県	一五、〇四〇人
新潟県	四、〇四五人
山梨県	一、六三四人
長野県	三、三二七人
静岡県	六、〇七九人